2017.01.05

駐車禁止等除外標章交付申請書について

東京都公安委員会から交付される標記標章の有効期限は、3 月 31 日までとなります。
従って、有効期限満了の2ケ月前から更新申請が受付られます。
以下に更新手続きに関して記載します。

1. 更新手続きに必要な書類

① 駐車禁止等除外標章申請書（別記様式第4）（公共等用務車用）
「申請の理由」は「歩行困難者の輸送のため（患者搬送者又は車いす移動車）」に ☑ を入れてください。

上記申請書は当ページの他に「警視庁」のホームページからも取得できます。
下記URLを参照ください。
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/kotsu/application/chusya_jogai.files/style01.pdf
<トップページ>→<手続き>→<交通に関するもの>→<申請様式一覧>→<駐車禁止等除外標章>

② 自動車検査証のコピー
車検の有効期限が申請期間内に有る事

③ 写真
- 車の正面から撮影した、車両ナンバープレートが写ったもの
- 車内の状況が判るもの

以上 2 枚の写真が必要になります。
株式会社サプリが提出しているサンプルを掲載します。最近は実写真ではなくデジタルカメラで撮影したものを、Word や Exce に張り付け印刷したもので良いようです。保管に厚みがなく済むのもその一因のようです。

2. 提出部数
正副 2 部を作成し提出します。

3. 提出先
東京都公安委員会、但し事務代行を警視庁が担当する関係で警視庁となります。

4. 費用
1 申請書当り ¥600
支払方法 ： ① 事務局が指定する方法
② 郵便定額小為替または、現金書留
③ その他方法（事務局にご相談下さい）

5. 申請から標章発行の期間
2 週間～ 1 ケ月

6. 申請代行
平成29年度申請から東福協事務局が一括して申請代行をおこないます。
申請は一括して 一回のみおこないます。別途通知します締切日までに上記申請書類一式を事務局まで送付をお願い致します。